

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者の皆様へ

農業制度資金のご案内

新型コロナウイルス感染症により農業経営に影響を受け、今後の経営の維持・安定に向けた資金を必要とする農業者の皆様が利用できる資金についてご案内します。

運転資金等 (令和2年4月20日現在)

資金名	農林漁業 セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	農林業経営 サポート資金	農業近代化資金
貸付対象者	認定農業者 主業農業者※ 認定新規就農者等 ※農業所得が過半を占める等	認定農業者	農林業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していることを融資機関が確認できた方	認定農業者 主業農業者※ 認定新規就農者等 ※農業所得が過半を占める等
資金使途	運転資金(長期) 事業継続のために必要な資金	設備資金(長期) 運転資金(長期) 農業経営改善計画の達成に必要な資金	運転資金(短期) 経営の維持・安定を図るために必要な当面の運転資金	農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ ※農業改善を伴わない費用・単なる減収補填のみを目的とした借入は対象外
償還期間	10年以内 (うち据置3年)	25年以内 (うち据置10年)	1年	資金使途に応じ 7~20年以内 (うち据置2~7年以内)
貸付利率	0.16~0.17% 【特例措置】 貸付当初5年間実質無利子	0.16~0.20% 【特例措置】 貸付当初5年間実質無利子	0%	0.20% (認定農業者等が借入れる場合:0.16~0.20%) 【特例措置】 貸付当初5年間実質無利子
貸付限度額	【特例措置】 1,200万円 特認:年間経費等の 12分の12	個人:3億円 (特認6億円) 法人:10億円 (特認20億円)	下記のいずれか低い額 ①個人:150万円 (特認300万円) 法人:500万円 ②農林業経営被害額	個人:1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体:2億円
保証等	【特例措置】 実質無担保・無保証人	【特例措置】 実質無担保・無保証人	農業信用基金協会の保証可能	【特例措置】 ・貸付当初5年間保証料免除 ・実質無担保
取扱機関	(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫	県内の農協、七十七銀行	農協、銀行、信用金庫等

※上記表内の【特例措置】は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生していること等を融資機関が確認できた方が対象となります。

ご利用にあたってのご注意

- ・借入資格や要件等については、代表的なものだけを載せております。皆様が資金の借入入れをしようとする場合には、まず融資機関又は最寄りの農業改良普及センター・地方振興事務所（新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口）と十分に相談し、その上で必要な書類の作成を行ってください。
- ・なお、各資金の借入入れに当たっては、事前に借入入れ内容の十分な審査を受けることとなりますので、融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

<お問い合わせ先>

- ・宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班（電話：022-211-2835）
- ・最寄りの農業協同組合、銀行、信用組合等
- ・(株)日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業(電話：022-221-2331)
- ・新型コロナウイルスに関する下記の農業経営相談窓口

農業経営相談窓口	電話番号
県庁 農業振興課	022-211-2837
大河原地方振興事務所農業振興部	0224-53-3519
仙台地方振興事務所農業振興部	022-275-9250
北部地方振興事務所農業振興部	0229-91-0717
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部	0228-22-9437
東部地方振興事務所農業振興部	0225-95-7612
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部	0220-22-8603
気仙沼地方振興事務所農業振興部	0226-24-2534
亘理農業改良普及センター	0223-34-1141
美里農業改良普及センター	0229-32-3115